

2 帳簿記載の義務

特定事業者は、次の事項を帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、保存しなければなりません。帳簿の様式例は、様式編をご参照ください。

《帳簿の記載事項》

1	再商品化義務量	
2	再商品化義務量を算定する際に用いた排出見込量 《排出見込量を自主算定した場合は次の事項も記載する》 ・自ら回収又は他者への委託により回収する特定容器（又は特定包装）で主務大臣が定めるところにより算出される量 ・容器包装廃棄物として排出されない特定容器（又は特定包装）の量として主務大臣が定めるところにより算出される量 ・自ら回収した特定容器（又は特定包装）の種類、回収方法 ・他の者に委託した特定容器（又は特定包装）の種類、回収方法	
3	利用者	当該年度の特定容器（又は特定包装）の利用見込量 ・販売した商品に用いた特定容器（又は特定包装）の量 ・特定容器（又は特定包装）の利用を開始する時又は終了する時は、販売する商品に用いる特定容器（又は特定包装）の見込量 ・特定容器（又は特定包装）の利用を開始した年度の次年度の場合又は次々年度において次年度の実績量が確定していない場合は次による。 （初年度に商品を用いた特定容器（又は特定包装）の量 / 初年度商品販売月数）× 1.2
	製造等事業者	当該年度の特定容器の販売見込量 ・販売した特定容器の量 ・特定容器の製造等を開始する時又は終了する時は、販売する特定容器の見込量 ・特定容器の製造等を開始した年度の次年度の場合又は次々年度において次年度の実績量が確定していない場合は次による。 （初年度に販売した特定容器の量 / 初年商品販売月数）× 1.2
4	利用者	特定容器（又は特定包装）を用いた商品を輸出している場合 特定容器（又は特定包装）の種類、量及びその輸出先
	製造等事業者	特定容器を輸出している場合 特定容器の種類、量及びその輸出先
5	自主回収の認定を受けている場合	認定を受けた特定容器（又は特定包装）の種類、量及びその回収方法
6	自ら又は他者への委託により（又は特定包装）の量を算定する場合	特定容器（又は特定包装）の種類及びその回収方法
7	指定法人と再商品化契約を締結する場合の契約事項	・再商品化契約を締結した年月日 ・再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ・再商品化契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日

（注）容器包装リサイクル法第15条の認定（独自ルートの認定）を受けている場合には、上記の他にも記帳しなければならない事項があります。